

(提案基準第2号)

### 公共移転に係る開発又は建築に関する基準

この基準は、公共目的のため建築物又は工作物の移転（除却を含む。以下この提案基準において同じ。）が行われる場合において、当該移転に係る代替建築物（第一種特定工作物を含む。以下この提案基準において同じ。）のための開発又は建築等を、次の要件の全てに該当すれば、やむを得ないものとして容認するものである。

- 1 開発又は建築等の原因となる移転は、次のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 収用対象事業の施行に伴う移転
  - (2) がけ地近接危険住宅移転事業として行う移転
  - (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定による協議を経た関連事業計画に基づく移転
  - (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の勧告に基づく移転
  - (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の命令に基づく移転
  - (6) その他条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づく移転で、(1)～(5)と同等と認められるもの
- 2 当該申請は、移転の日から起算して1年を経過した日以前に受理されたものであること。
- 3 申請地は、次のいずれにも該当していること。
  - (1) 従前の敷地とほぼ同程度の規模であり、当該地域の土地利用に照らして適切な位置であること。
  - (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域内の土地でないこと。
  - (3) 移転の対象となる建築物が市街化調整区域以外の区域に所在する場合にあっては、申請者において線引き前から所有している土地又は起業者等からあっせんを受けた土地であること。

- 4 申請者は、当該移転をする建築物の所有者であること。
- 5 申請に係る建築物は、従前のもとのほぼ同一の用途・規模・構造であり、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- 6 移転跡地（残地を含む。）の利用目的が当該移転の趣旨に適合し、かつ、都市計画上支障のないものに転用されるものであること。
- 7 開発又は建築等の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

（平成12年11月23日から施行）

（平成17年6月1日から改正施行）